

## 評議員及び理事・監事の報酬等の支給基準

社会福祉法人 悠生会

(目的)

第1条 社会福祉法人悠生会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条に基づく評議員及び理事・監事の報酬等については、本支給基準において定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員に対しては、在任中に報酬は支給しない。但し、退任に際しては、本支給基準第4条に定める退任慰労金を支給する。

(理事・監事の報酬)

第3条 理事・監事及び職員として在籍している理事については、役員としての報酬は支給しない。但し、退任に際しては、本支給基準第4条に定める退任慰労金を支給する。

2 前項にかかわらず、職員を兼務せず、定例会議、定例監査以外にも業務を執行する理事・監事の報酬はつぎのとおりとする。

会計業務担当理事 月額200,000円  
日常監査担当監事 月額100,000円

(退職慰労金)

第4条 任期满了、辞任又は死亡により退任した評議員及び理事・監事またはその家族に対して、本会への貢献に応じ、次表のとおり退職慰労金を支給する。

退任時の役職	評議員、役員在任1年あたり(四捨五入)
理事長	100,000円
理事	50,000円
監事	50,000円
評議員	30,000円

附 則

1 本支給基準は、平成29年4月1日から施行する。